

外来診療の御案内

外来診療の受付時間

■ 平日

9 : 0 0 ~ 1 1 : 3 0 及び 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0

■ 休診日

土曜・日曜・祝祭日

外来診療表（令和5年4月1日より）

--	月	火	水	木	金
精神科（午前）	○	×	○	×	○
精神科（午後）	×	○	○	×	○

受診にあたってのお願い（新患は予約制となっております）

- ・他院（精神科、神経科、メンタルクリニックなど）を受診中の場合、または他院から転院される場合、出来る限り紹介状を持参してください。
- ・処方箋は院外処方箋となりますので、お近くや当院近くの調剤薬局に処方箋を提出してください。
- ・精神科の初診は完全予約制になっています、必ず事前に電話にてお申し込み下さい。
- ・曜日によって担当医が決まっておりますので、ご確認の上受診なさってください。

一般保険診療について

当院は保険医療機関です。保険証をご用意の上、ご来院下さい。受診の際に発生した金額の一部（通常は3割）を負担していただくだけになります。

■ 保険証の確認

- ・健康保険組合や市町村等の指導により、保健医療機関は保険証の確認が義務づけられています。保険証のコピーや有効期限が切れたものは使うことができません。
- ・保険証の確認ができない場合は、自費（自由診療）扱いになりますのでご了承ください。なお、受診月内に保険証をお持ちいただき、確認が取れましたら、保険扱いに切り替えることができます。自費でお支払いになった額を差し引いてお返しいたします。
- ・保険証は毎月、最初の受診日にご提示下さい。

■ 変更事項の届出

- ・保険証の種類、住所、氏名など連絡先に変更が生じた場合は受付にお申し出下さい。

■ 保険証が使えない場合

- ・病気やケガと認められないとき
- ・仕事上のケガ（労災保険による給付）
- ・他の保険の給付がうけられるとき
- ・その他、次のようなとき
 - ・ケンカや泥酔などによる病気やケガ
 - ・犯罪を犯したときや故意による病気やケガ

- ・ 医師や保険者の指示に従わなかったとき

医療費の助成制度について

精神科の通院医療費の自己負担が減免される法律上の制度があります。詳しくは受付または医師にご相談下さい。